

○東大阪都市清掃施設組合議員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年9月30日

東大阪都市清掃施設組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、本組合の議会の議員（以下これらを「議員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 議員に対しては、当該各号に掲げる額の報酬を支給する。

- (1) 議会議長 月額 16,000円
- (2) 議会副議長 月額 14,500円
- (3) 議会議員 月額 12,000円

(報酬の支給方法等)

第3条 議員報酬は、月の末日に支給する。ただし、月の途中においてその職についたときは日割計算をもってその月分を支給する。この場合の日割計算は、その月の日数による。

- 2 議員報酬を受ける者が、月の途中において離職し、又は死亡したときは、その月分の全額を支給する。
- 3 議員報酬を受ける者が離職し、その月の間に再び同一の職についたときは、その当月分の報酬は重複して支給しない。

(費用弁償)

第4条 議員の費用弁償については、東大阪都市清掃施設組合旅費支給条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第6号）の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。